1 果実等生産出荷安定対策事業業務方法書の改正について

<改正理由及び内容>

国の実施要綱の制定及び実施要領の改正に対応するため、関係する条文を改める。

- ・令和3年度凍霜害に関する「令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業」の廃止に係 る条文の削除
- ・新規事業の事業内容等条文の追加
- ・その他所用の改正

新

第1条~第2条 (略)

(業務)

- 第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。)、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産生産第3175号・3畜産1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知)別紙3果樹農業生産力増強総合対策(以下「持続的生産要領」という。)、<u>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等実施要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産省事務次官依命通知)別記1の別紙2の1</u>(以下「先導果樹支援<u>要綱</u>」という。)に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
 - (1) 果実需給安定対策の推進
 - (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要等対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、及び果樹先導的取組支援事業(先導果樹支援要綱に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの事業に対する補助
 - (3) 知事が必要と認める業務の実施
 - (4) 本条に定める業務に附帯する業務

 $2 \sim 3$ (略)

第2章 事業の実施に対する補助

第1節 総則

(事業の実施に対する補助)

第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要等対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業及び果樹先導的取組支援事業を実施する者に対して補助する。

第5条~第7条 (略)

第1条~第2条 (略)

(業 務)

- 第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。)、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産生産第3175号・3畜産1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知)別紙3果樹農業生産力増強総合対策(以下「持続的生産要領」という。)、令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業実施要領(令和3年9月2日付け3農産第891号農林水産省農産局長通知、以下「緊急支援要領」という。)、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領(令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官連名通知)別記2の別紙3(以下「先導果樹支援要領」という。)に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
 - (1) 果実需給安定対策の推進
 - (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業(以下「果樹気象災害対応緊急支援事業」という。)及び果樹先導的取組支援事業(先導果樹支援要質に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの事業に対する補助
 - (3) 知事が必要と認める業務の実施
 - (4) 本条に定める業務に附帯する業務

 $2 \sim 3$ (略)

第2章 事業の実施に対する補助

第1節 総則

(事業の実施に対する補助)

第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、果樹気象災害対応緊急支援事業及び果樹先導的取組支援事業を実施する者に対して補助する。

第5条~第7条 (略)

(補助金交付の際に附する条件)

- 第8条 本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)、持続的生産要領、先導果樹支援<u>要綱</u>、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
 - (2) 前各号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認める条件。

第9条~第15条 (略)

(推進事業)

第16条 推進事業 (持続的生産要領 I の第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の(2)の 取組をいう。以下同じ。)の支援対象となる取組は次のとおりとする。

(1) \sim (3) (略)

(4) 省力技術活用等による生産技術体系構築(持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(4)の取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。ア 果樹生産性向上モデルの確立は、果樹モデル地区協議会が農地中間管理機構果樹モデル地区として、中央協会の業務方法書別紙1に定める要件、手続き等に従い行う実証等の取組とする。

イ~ウ (略)

(5)~(7) (略)

第17条 (略)

(推進指導体制等)

第18条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 持続的生産要領第5の4に基づき、事業実施者及び<u>支援対象者のうち農業生産活動を実施する者は、</u>みどりのチェックシートを用いた自己点検<u>を実施することとし、本会はこれを適</u>切に指導するものとする。

第19条~第21条 (略)

整備事業の実施計画の手続き)

第22条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

(1)~(5) (略)

(6) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、整備事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して第2号の生産出荷団体に通知するものとする。なお、前号なお書きによる協議が実施された場合は、第26条(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。

(7)~(10) (略)

第23条~第43条 (略)

(補助金交付の際に附する条件)

- 第8条 本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)、持続的生産要領、<u>緊急支援要領、</u>先導果樹支援<u>要領</u>、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
 - (2) 前各号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認める条件。

第9条~第15条 (略)

(推進事業)

第16条 推進事業 (持続的生産要領 I の第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の(2)の 取組をいう。以下同じ。)の支援対象となる取組は次のとおりとする。

(1)~(3) (略)

(4) 省力技術活用等による生産技術体系構築(持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(4)の取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。ア 果樹生産性向上モデルの確立は、果樹モデル地区協議会が農地中間管理機構果樹モデル地区として、中央協会の業務方法書別紙に定める要件、手続き等に従い行う実証等の取組とする。

イ~ウ (略)

(5)~(7) (略)

第17条 (略)

(推進指導体制等)

第18条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1) \sim (3) (略)

(4) 持続的生産要領第5の4に基づき、<u>本会は、</u>事業実施者及び<u>支援対象者による</u>みどりのチェックシートを用いた自己点検の実施を促すとともに、適切な指導を行うものとする。

第19条~第21条 (略)

整備事業の実施計画の手続き)

第22条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

(1)~(5) (略)

(6) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、整備事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して第2号の生産出荷団体に通知するものとする。なお、前号なお書きによる協議が実施された場合は、第29条(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。

(7)~(10) (略)

第23条~第43条 (略)

第3節 果樹未収益期間支援事業 (事業内容等)

第44条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者(持続的生産要領Iの第1の2の(1)のアから才までに定められた支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は持続的生産要領Iの第1の2の(1)の工<u>又は才</u>の取組により改植(補植改植を除く。)又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、持続的生産要領Iの第1の2の(2)の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

第45条 (略)

(支援対象者の承認等)

第46条 本事業の支援を受けようとする者(持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) のエ<u>又はオ</u>の支援対象者を除く。以下、第47条及び第48条においても同じ。)は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) の ウの支援対象者を除き、第22条の手続きと一体的に行うものとする。なお、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) の ウの支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行う者とする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第22条の手続きと取りまとめて行うものとする。

第47条~第51条 (略)

(削)除)

第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

(事業の内容及び実施者)

第52条 未来型果樹農業等推進条件整備事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 新産地育成型及び既存産地改良型

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の (1) の実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。) のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を一体的に補助する事業とする。

(2) 担い手育成型

持続的生産要領 I の第 1 の 3 の (2) の実施により、果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向けた、産地の新規就農者等受入体制の整備として、研修又はリース・譲渡向けの園地の整備等に要する経費を支援する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

第3節 果樹未収益期間支援事業 (事業内容等)

第44条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者(持続的生産要領 I の第1の2の(1)のアから力までに定められた支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は持続的生産要領 I の第1の2の(1)のエ、オ又は力の取組により改植(補植改植を除く。)又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、持続的生産要領 I の第1の2の(2)の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

第45条 (略)

(支援対象者の承認等)

第46条 本事業の支援を受けようとする者(持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(1) のエ<u>オ又は力</u>の支援対象者を除く。以下、第47条及び第48条においても同じ。)は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(1) のウの支援対象者を除き、第22条の手続きと一体的に行うものとする。なお、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(1) のウの支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行う者とする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第22条の手続きと取りまとめて行うものとする。

第47条~第51条 (略)

(果樹先導的取組支援事業に係る改植等に係る支援の対象及び手続き)

第52条 果樹先導的取組支援事業の取組により改植又は新植を実施した者のこの事業の手続きは、第45条から第48条を準用する。この場合、第26条において「持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (7) のアの(ア)及び(イ)」とあるのは、「果樹先導的取組支援事業を実施する者」と、第46条において「本事業の支援を受けようとする者(持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (1) のエ、オ又はカの支援対象者を除く。以下、第47条及び第48条において同じ。)」とあるのは、「本事業の支援を受けようとする者」と、第47条において「持続的生産要領 I の第 1 の 2 の (7)」とあるのは、「果樹先導的取組支援事業の取組により改植又は新植実施した者における本事業」と読み替えるものとする。

第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

(事業の内容及び実施者)

第53条 未来型果樹農業等推進条件整備事業は、

(新規)

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成す るため、<u>持続的生産要領</u>Iの第1の3の(1)<u>のア又はイ</u>の実施により、まとまった面積での省力 樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植 栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化ま での経営の継続・発展に係る取組に要する経費を一体的に補助する事業とする。

(新 規)

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第<u>53</u>条 持続的生産要領 I の第 1 の 3 の (3) の $\underline{)$ の (4) 及び (2) の $\underline{)}$ の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第54条 本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、<u>新産地育成型及び既存産地改良型にあっては</u>持続的生産要領 I の第 1 の 3 の (1) のエの表に、担い手育成型にあっては持続的生産要領 I の第 1 の 3 の (2) のエの表にそれぞれ示されているとおりとする。

(事業実施計画の承認等)

- 第55条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。
 - (1) 支援対象者は、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の (1) 新産地育成型及び既存産地改良型並 びに(2)担い手育成型の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画(以下、本節にお いて「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。
 - (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第58条に定めるところにより事前確認を行うものとする。加えて、担い手育成型の場合は、産地協議会は、産地における担い手確保の方策について支援対象者や関係機関と検討し、持続的生産要領Iの第1の3の(2)のオの(ア)で定める内容を事業の実績報告までに確実に産地計画に位置付けるものとする。
 - (3) (略)
 - (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第56条の(2)の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。なお、担い手育成型の場合は、第56条の(2)の交付申請と併せて採択基準のチェックリスト(中央協会の業務方法書別紙2)を中央協会に提出するものとする。
 - (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、 承認後、第<u>56</u>条の(2)の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支 援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第56条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。
 - (1) 補助金交付の申請は、当該年度に事業を実施する取組ごとに行うものとする。
 - (2) (略)

(事業の実績報告及び補助金の交付)

- 第57条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

 - (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第<u>58</u>条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
 - $(3) \sim (4)$ (略)

(中央協会が特認する支援対象者)

第<u>54</u>条 持続的生産要領 I の第 1 の 3 の (3) の <u>オ</u> の 「事業実施主体が特に必要と認める者」は、 体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第<u>55</u>条 本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Iの 第1の3の(4)の表に示されているとおりとする。

(事業実施計画の承認等)

- 第56条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。
 - (1) 支援対象者は、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の (8) の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画(以下、本節において「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。
 - (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第59条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
 - (3) (略)
 - (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第57条の(2)の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。
 - (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、 承認後、第<u>57</u>条の(2)の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支 援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第57条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。
 - (1) 補助金交付の申請は、当該年度に事業を実施する取組ごとに行うものとする。 なお、その取組に持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表のうち 1 (1)、(2)、 (4) 及び(5) 並びに第 1 の 2 に係る取組を含む場合は、併せて果樹経営支援対策及び 果樹未収益期間支援事業補助金の交付申請を行うものとする。
 - (2) (略)

(事業の実績報告及び補助金の交付)

- 第58条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第<u>57</u>条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
 - $(3) \sim (4)$ (略)

(産地協議会による事前確認及び事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

- 第58条 第55条第2号の事前確認及び第57条第2号の事後確認は、次により行うものとする。
 - (1) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事前確認は、持続的生産要領Iの第1の3の(1)のウ、工及びオ又は(2)のウ、工及びオの要件及び第19条及び第20条の要件をすべて満たしていることを確認する。
 - (2) 果樹経営支援対策事業の整備事業<u>と同じメニューの支援対象</u>に係る事後確認は、第 32条に準じて行う。
 - $(3) \sim (4)$ (略)
 - (5) 「省力技術研修」に係る事後確認は、研修が実施された以降に行い、出席表、研修 資料等により目的とする研修に参加したこと及び経費を確認する。
 - (6) 4年後及び8年後の確認は、第33条に準じて行う。

(事業実施状況の報告等)

第<u>59</u>条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。<u>ただし、担い</u>手育成型の場合、支援対象者は、本会への事業実施状況の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。

2 (略)

(事業の評価)

第<u>60</u>条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末 日までに本会に報告するものとする。<u>ただし、担い手育成型の場合、支援対象者は、本会</u> への自己評価結果の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。

2 (略)

第61条 (略):条文番号変更

第5節 新品目·新品種導入実証等事業

第62条~第64条 (略):条文番号変更

(事業実施計画の承認)

- 第<u>65</u>条 支援対象者は、持続的生産要領 I の第2の7の(1)の新品目・新品種導入実証等事業 実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生 産要領 I の第2の10の(1)の交付申請と併せて本会に提出する。
 - 2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、 第66条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。
 - 3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、 承認後、第66条の交付決定の通知と合わせ、速やかに取組主体に通知するものとする。

第66条~第67条 (略):条文番号変更

第6節 優良苗木生産推進事業

第68条~第69条 (略):条文番号変更

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

- 第59条 第55条第2号の事前確認及び第57条第2号の事後確認は、次により行うものとする。
 - (1) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事前確認は、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の (4) の要件及び第31条の要件をすべて満たしていること。
 - (2) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事後確認は、第32条に準じて行う。
 - (3) \sim (4) (略)
 - (5) 「省力技術研修」に係る事後確認は、研修が実施された以降に行い、出席表、研修 資料等により目的とする研修に参加したことを確認する。

(新 規)

(事業実施状況の報告等)

第<u>60</u>条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 (略)

(事業の評価)

第<u>61</u>条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日 までに本会に報告するものとする。

2 (略)

第62条 (略):条文番号変更

第 5 節 新品目·新品種導入実証等事業

第63条~第65条 (略):条文番号変更

(事業実施計画の承認)

- 第<u>66</u>条 支援対象者は、持続的生産要領 I の第2の7の(1)の新品目・新品種導入実証等事業 実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生 産要領 I の第2の10の(1)の交付申請と併せて本会に提出する。
 - 2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第67条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。
 - 3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、 承認後、第67条の交付決定の通知と合わせ、速やかに取組主体に通知するものとする。

第67条~第68条 (略):条文番号変更

第6節 優良苗木生産推進事業

第<u>69</u>条~第<u>70</u>条 (略):<u>条文番号変更</u>

(事業実施計画の承認)

- 第<u>70</u>条 苗木生産コンソーシアムは、持続的生産要領Ⅱの第1の8の(1)の優良苗木生産推進 事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続 的生産要領Ⅱの第1の11の(1)の交付申請と併せて本会に提出する。
 - 2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、 第71条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。
 - 3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、 承認後、第<u>71</u>条の交付決定の通知と合わせ、速やかに苗木生産コンソーシアムに通知す るものとする。

第<u>71</u>条~第<u>74</u>条 (略):<u>条文番号変更</u>

第7節 花粉専用園地育成推進事業 第<u>75</u>条~第<u>77</u>条 (略):<u>条文番号変更</u>

(事業実施計画の承認等)

第78条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該 事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第<u>81</u>条に 定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第<u>79</u>条の交付申請と併せて、本会に提出する。
- (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、中央協会に第79条の交付申請と併せて、協議するものとする。
- (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、 承認後、第<u>79</u>条の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支援対象 者に通知するものとする。

第79条 (略):条文番号変更

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第80条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第81条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
- $(3) \sim (4)$ (略)

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第<u>81</u>条 第<u>78</u>条第 2 号の事前確認及び第<u>80</u>条第 2 号の事後確認は、次により行うものとする。 $(1)\sim(2)$ (略)

第82条~第83条 (略):条文番号変更

(事業実施計画の承認)

- 第<u>71</u>条 苗木生産コンソーシアムは、持続的生産要領Ⅱの第1の8の(1)の優良苗木生産推進 事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続 的生産要領Ⅱの第1の11の(1)の交付申請と併せて本会に提出する。
 - 2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、 第72条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。
 - 3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、 承認後、第<u>72</u>条の交付決定の通知と合わせ、速やかに苗木生産コンソーシアムに通知す るものとする。

第<u>72</u>条~第<u>75</u>条 (略):<u>条文番号変更</u>

第7節 花粉専用園地育成推進事業 第76条~第78条 (略):条文番号変更

(事業実施計画の承認等)

第79条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第82条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第<u>80</u>条の交付申請と併せて、本会に提出する。
- (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、中央協会に第80条の交付申請と併せて、協議するものとする。
- (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、 承認後、第<u>80</u>条の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支援対象 者に通知するものとする。

第80条 (略):条文番号変更

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第81条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第<u>82</u>条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
- $(3) \sim (4)$ (略)

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第82条 第79条第2号の事前確認及び第81条第2号の事後確認は、次により行うものとする。 $(1)\sim(2)$ (略)

第<u>83</u>条~第<u>84</u>条 (略):<u>条文番号変更</u>

(補助金交付事務の委任)

第<u>84</u>条 支援対象者は、第<u>79</u>条及び第<u>80</u>条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第8節 果汁特別調整保管等対策事業

第85条 (略):条文番号変更

第9節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第86条~第87条 (略):条文番号変更

第10節 果実加工需要等对応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

第88条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進、国産果実の供給が脆弱な春期に出荷が可能な技術の導入等を推進する取組
- (2) 果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2 (略)

第89条 (略):条文番号変更

第2款 加工·業務用果実安定供給連携体制構築事業

第90条~第91条 (略):条文番号変更

第11節 果実輸送技術実証支援事業 第<u>92</u>条~第<u>93</u>条 (略):<u>条文番号変更</u>

(削 除) (削 除)

(削 除)

(削 除)

(補助金交付事務の委任)

第<u>85</u>条 支援対象者は、第<u>80</u>条及び第<u>81</u>条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第8節 果汁特別調整保管等対策事業

第86条 (略):条文番号変更

第9節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第87条~第88条 (略):条文番号変更

第10節 果実加工需要対応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

第89条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する取組
- (2) 果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2 (略)

第90条 (略):条文番号変更

第2款 加工·業務用果実安定供給連携体制構築事業

第91条~第92条 (略):条文番号変更

第11節 果実輸送技術実証支援事業 第<u>93</u>条~第<u>94</u>条 (略):<u>条文番号変更</u>

第12節 果樹気象災害対応緊急支援事業

(事業の内容)

- 第95条 果樹気象災害対応緊急支援事業は、緊急支援要領に基づき、防霜設備及び防雹設備の導入 を支援する事業とする。
 - 2 前項の事業実施者は、本会とする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第96条 緊急支援要領第2の4の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、中央協会業務 方法書第17条第1項で中央協会が認める者とする

(補助対象となる取組)

- 第97条 補助対象となる取組は、自然災害による被害を防ぐために必要な被害防止施設である防霜 設備(防霜ファン、スプリンクラー等)及び防雹設備(多目的防災網等)の整備と する。
 - 2 補助金の補助率は、それぞれの設備の設置費用の1/2以内とする。ただし、自力施工する場合は資材費の1/2以内とする。
 - 3 令和3年4月以降に発生した低温及び降雹による被害の発生以降に着手した取組で令和3年 度事業計画承認以前に着手したものについては、令和3年度の事業実施計画に含めて申請・承 認できるものとする。

新
(削 除)
<u>(削 除)</u>
第 <u>12</u> 節 果樹先導的取組支援事業
(事業の内容) 第 <u>94</u> 条 果樹先導的取組支援事業は、先導果樹支援 <u>要綱</u> に基づき、労働生産性の向上が見込まれる
<u> </u>

(事業実施計画の手続き)

- 第98条 本事業の実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。
 - (1) 支援対象者は、緊急支援要領第3の3の果樹気象災害対応緊急支援事業実施計画(以下、本節において「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。
 - (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画について、第101条に定めるところにより事前確認を行う。
 - (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を本会に提出する。
 - (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事及び中央協会に協議するものとする。
 - (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、実施計画を初任することとし、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第99条 本会は、緊急支援要領第5の1の(1)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を 確認の上、これをとりまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から交付決定通知 を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

- 第100条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。
 - (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
 - (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第101条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
 - (3) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。
 - (4) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定 し、支援対象者に通知するとともに補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

(産地協会議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

- 第101条 第98条の(2)の事前確認及び第100条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。
 - (1) 事前確認は、第31条に準じて行う。
 - (2) 事後確認は、第32条に準じて行う。
 - (3) 4年後及び8年後の確認は、第33条に準じて行う。

(補助金交付事務の委任)

第102条 支援対象者は、第99条及び第100条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第13節 果樹先導的取組支援事業

(事業の内容)

第<u>103</u>条 果樹先導的取組支援事業は、先導果樹支援<u>要領</u>に基づき、労働生産性の向上が見込まれる取組に対し支援する事業とする。

(補助対象となる取組)

- 第95条 補助対象となる取組は、以下のとおりとする。
 - (1) 第15条の(1)で定める省力樹形や優良品目・品種への転換等(改植・新植と一体として行 う果樹棚の整備を含む。) <u>及び本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における</u> 栽培管理
 - (2) 第15条の(2)で定める小規模園地整備
 - (3) 第15条の(4)で定める用水・かん水設備の整備
 - (4) 第15条の(5)で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備
 - (5) 改植・新植と一体として行う病害の低減に資する雨よけ設備の整備
 - (6) 社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の 大規模実証
 - 2 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/2以内とする。<u>ただし、改植・</u> 新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費については定額(22万円/10 a) とする。
 - 3 果樹先導的取組支援事業の未収益期間の栽培管理支援の対象となる取組については、第45条 を準用する。

(中央協会が特認する支援対象者)

第<u>96</u>条 先導果樹支援<u>要綱</u>第2の4の(5)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、<u>先導果樹支援要綱第2の1の(1)、(2)及び(3)の取組については、</u>第14条第1項で<u>中央協会が認める者とし、</u>先導果樹支援要綱第2の1の(4)の取組については、第14条第2項で中央協会が認める者とする。

(事業実施計画の手続き)

- 第97条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。
 - (1) 支援対象者は、先導果樹支援<u>要綱</u>第3の2の先導的果樹経営支援事業実施計画(以下、本 節において「先導果樹実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

また、先導果樹支援要綱第2の1の(4)の取組を、先導果樹支援要綱第2の4の(3)の支援 対象者が行う場合は、農地中間管理機構を通じて行うものとする。

(2)~(5) (略)

第<u>98</u>条 (略):<u>条文番号変更</u>

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第99条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第100条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
- $(3) \sim (4)$ (略)
- (5) 先導果樹支援要綱第2の4の(3)の支援対象者の場合及び同一の園地において改植等を行 う者と異なる者が未収益期間の栽培管理支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行 った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証する書面を提出するも のとする。

(補助対象となる取組)

- 第104条 補助対象となる取組は、以下のとおりとする。
 - (1) 第15条の(1)で定める省力樹形や優良品目・品種への転換等(改植・新植と一体として行う果樹棚の整備を含む。)
 - (2) 第15条の(2)で定める小規模園地整備
 - (3) 第15条の(4)で定める用水・かん水設備の整備
 - (4) 第15条の(5)で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備

(新 規)

(新 規)

2 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/2以内とする。

(新 規)

(本会が特認する支援対象者)

第<u>105</u>条 先導果樹支援<u>要領</u>第2の4の(5)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、第14条第 1項で本会が認める者とする。

(事業実施計画の手続き)

- 第106条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。
 - (1) 支援対象者は、先導果樹支援要領第3の2の先導的果樹経営支援事業実施計画(以下、本 節において「先導果樹実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

(2)~(5) (略)

第<u>107</u>条 (略):<u>条文番号変更</u>

(事業の実績報告及び補助金の交付)

- 第108条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第109条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
 - $(3) \sim (4)$ (略)

(新 規)

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

- 第100条 第97条の(2)の事前確認及び第99条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。
 - (1)~(2) (略)
 - (3) 4年度及び8年後の確認は、第33条に準じて行う。また、4年後の確認と併せて、先導果樹支援<u>要綱</u>第2の5の(3)の要件が満たされていることを確認する。ただし、先導果樹支援 要綱第2の1の(3)の取組については事業実施の翌年度までに確認すること。
- 第101条 支援対象者は、第98条及び第99条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(大規模実証の取組に係る実施体制)

- 第102条 第95条の(6)の取組の実施にあたっては、県や生産出荷団体等により組織する協議会等により、試験区の設定、事業の評価、検証を行うこととし、その内容を本会に報告するものとする。
 - 2 先導果樹支援要綱第2の3の(3)において生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となる場合は、中央協会は、あらかじめ農林水産省と協議するものとする。この場合、前項の報告は、事業実施者から中央協会に直接行うものとする。

第103条~第107条 (略):条文番号変更

(財産処分等の手続)

第108条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業及び果樹先導的取組支援事業にあっては支援対象者。以下同じ。) は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業又は果樹先導的取組支援事業により改植(移動改植及び補植改植を含む。)、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く)への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業(果樹先導的取組支援事業による未収益期間の栽培管理支援を含む。以下同じ。)の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき(ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

 $3 \sim 7$ (略)

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

- 第 $\underline{109}$ 条 第 $\underline{106}$ 条の(2)の事前確認及び第 $\underline{108}$ 条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。 (1)~(2) (略)
 - (3) 4年度及び8年後の確認は、第33条に準じて行う。また、4年後の確認と併せて、先導果樹支援要領第2の5の(3)の要件が満たされていることを確認する。ただし、先導果樹支援要領第2の1の(3)の取組については事業実施の翌年度までに確認すること。

第110条 支援対象者は、第107条及び第108条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(新 規)

第111条~第115条 (略):条文番号変更

(財産処分等の手続)

- 第116条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果樹気象災害対応緊急支援事業及び果樹先導的取組支援事業にあっては支援対象者。以下同じ。) は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。
 - 2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業又は果樹先導的取組支援事業により改植(移動改植及び補植改植を含む。)、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く)への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき(ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

 $3 \sim 7$ (略)

第109条~第111条 (略):条文番号変更

(各種施策との連携)

第<u>112</u>条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業及び果樹先導的取組支援事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等(事業実施者を除く。)、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者(本会を除く。)は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

(附則)

1 この業務方法書の変更は、令和5年6月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

第117条~第119条 (略):条文番号変更

(各種施策との連携)

第120条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹気象災害対応緊急支援事業及び果樹先導的取組支援事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等(事業実施者を除く。)、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者(本会を除く。)は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。